



彩の国
埼玉県

令和7年度版
(令和6年度実績)

児童相談所業務概要

埼玉の児童相談

埼 玉 県

中央・南・朝霞・川越・所沢・熊谷・越谷・草加

児 童 相 談 所

はじめに

埼玉県内の児童相談所（さいたま市を含む）で対応した令和6年度の児童虐待相談対応件数は15,781件で、前年度に比べ1,691件、9.7%の減少となりましたが、依然として高い水準で推移しています。

児童虐待相談を種別で見ると、夫婦間でのDV目撃や児童への暴言などの「心理的虐待」が9,852件（全体の62.4%）で最も多く、また経路別では警察が10,065件（全体の63.8%）、次いで近隣・知人が1,454件（同9.2%）、家族・親戚が1,188件（同7.5%）となっています。

一方、一時保護件数（県児童相談所分）については2,227件と横這いになっています。児童福祉施設や里親への一時保護委託は減りましたが、その分一時保護所での一時保護が増え、各一時保護所では定員超過の常態化という状況が顕著になっています。

こうした中、埼玉県では、令和7年4月、朝霞市に県の8番目の児童相談所として、一時保護所を併設した朝霞児童相談所を開設しました。県西部の児童相談所の管轄面積がコンパクトになり、より一層、迅速かつきめ細かな相談対応が可能になると共に、県の一時保護所の定員増を図ったところです。

今後もこのようなハード面の充実とともに、児童相談所では、児童虐待対応をはじめとした様々な課題に対し、こどもに関する専門的相談機関として、新たな取組や業務運営を工夫しながら、市町村をはじめとした地域の関係機関・関係者と連携を図り、こどもたちの健やかな成長・発達、自立のため業務を推進してまいります。

また、今年度埼玉県では、こどもや若者、子育てをめぐる状況が多様化・複雑化する中で、これまでの取組の充実を図りつつ新たな課題に対応し、こどもまんなか社会の実現を目指すための「埼玉県こども・若者計画」を策定しました。児童相談所においても、里親等委託率の向上等を通じて、こども・若者や子育て当事者を含む、全ての県民にとって「日本一暮らしやすい埼玉県」づくりを進めてまいります。

この冊子は、令和6年度の県下7児童相談所（一部さいたま市を含む）における業務の概要を取りまとめたものです。関係機関の皆様方の業務の参考にしていただくとともに、さらなる御指導をいただければ幸いです。

令和7年11月

埼玉県中央児童相談所長 岡田 真彦

目次	
----	--

第1部 児童相談所の概要

1 管轄区域	1
2 児童相談所の歩み	4
3 組織	7
4 担当の主な業務	8
5 相談の流れ	9
6 相談の内容	11

第2部 業務の概要

1 相談の受付と援助の状況	12
(1) 相談の状況	12
(2) 相談内容別の受付と援助の状況	14
ア 養護相談	14
イ 障害相談	19
ウ 非行相談	21
エ 育成相談	23
オ 保健相談・その他の相談	24
(3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル	24
2 活動状況	25
(1) 児童福祉司の活動状況	25
(2) 児童心理司の活動状況	26
(3) 「家族支援」の取組みについて	26
(4) 児童精神科医の診察等の状況	28

目	次
---	---

(5) 一時保護の状況	29
3 児童福祉施設・里親等の状況	33
(1) 児童福祉施設	33
(2) 里親等	35

第3部 資 料

1 相談件数等の推移	44
2 統計（福祉行政報告例）	47
(1) 全児童相談所	47
(2) 中央児童相談所	52
(3) 南 児童相談所	57
(4) 川越児童相談所	62
(5) 所沢児童相談所	67
(6) 熊谷児童相談所	72
(7) 越谷児童相談所	77
(8) 草加児童相談所	82
3 診 断	87
4 里親委託	88
5 児童虐待防止対策事業	90
6 児童相談法的対応強化事業	96
7 地域・家庭支援活動	96
8 職員研修等	97

第 1 部

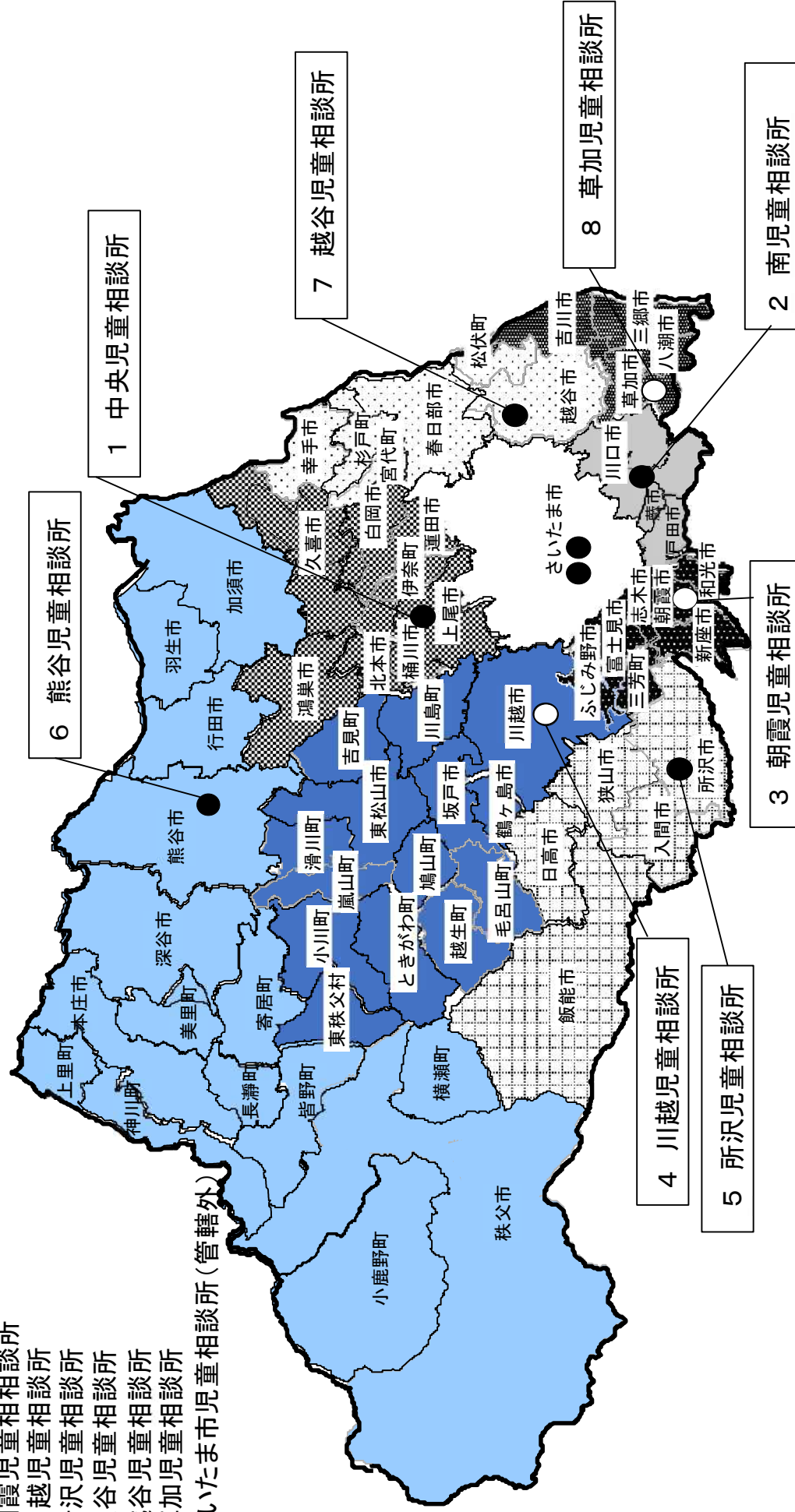
児 童 相 談 所 の 概 要

埼玉県では、現在、8つの児童相談所を設置して、18歳未満の児童に関する問題について相談に応じています。

中央児童相談所
南児童相談所
朝霞児童相談所
川越児童相談所
所沢児童相談所
熊谷児童相談所
越谷児童相談所
草加児童相談所
さいたま市児童相談所(管轄外)



1 管轄区域(令和7年4月1日現在)



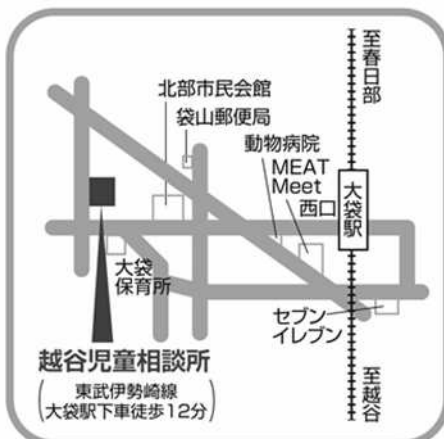
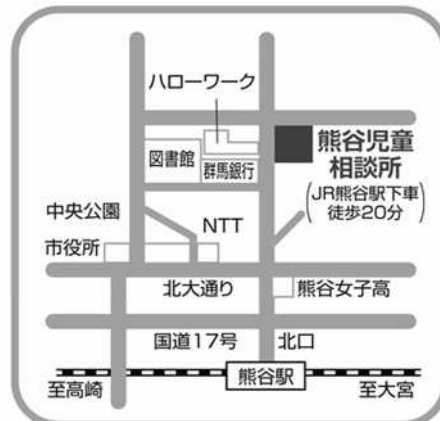
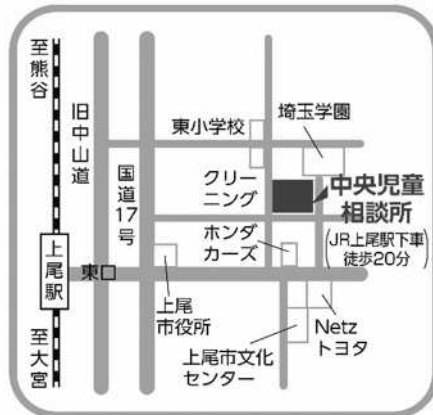
管轄区域、人口等（令和7年4月1日）

	児 童 相 談 所 別								計
	中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
管 轄 区 域	鴻 巣 市	川 口 市	朝 霞 市	川 越 市	所 沢 市	熊 谷 市	春日部市	草 加 市	
	上 尾 市	蕨 市	志 木 市	東 松 山 市	飯 能 市	行 田 市	越 谷 市	八 潮 市	
	桶 川 市	戸 田 市	和 光 市	坂 戸 市	狭 山 市	秩 父 市	幸 手 市	三 郷 市	
	久 喜 市		新 座 市	鶴ヶ島市	入 間 市	加 須 市	宮 代 町	吉 川 市	
	北 本 市		富 士 見 市	毛 呂 山 町	日 高 市	本 庄 市	杉 戸 町		
	蓮 田 市		ふじみ野市	越 生 町		羽 生 市	松 伏 町		
	白 岡 市		三 芳 町	滑 川 町		深 谷 市			
	伊 奈 町			嵐 山 町		横 瀬 町			
				小 川 町		皆 野 町			
				川 島 町		長 瀬 町			
人 口 (人)				吉 見 町		小 鹿 野 町			39市22町 1 村
				鳩 山 町		美 里 町			
				ときがわ町		神 川 町			
				東 秩 父 村		上 里 町			
						寄 居 町			
7市1町	3市	6市1町	4市9町1村	5市	7市8町	3市3町	4市		
796,603	825,859	738,733	782,570	766,312	827,878	725,671	560,172	6,023,798	
児 童 人 口 (人)	106,794	116,554	108,831	101,688	98,651	106,262	96,487	78,859	814,126
世 帯 数 (世 帯)	369,438	418,315	361,132	375,569	373,828	383,587	348,616	274,955	2,905,440
面 積 (k m ²)	307.52	85.25	110.95	626.53	406.32	1,714.17	222.35	107.27	3,580.36

※ 人口、児童人口は、令和7年1月1日現在（県統計課「埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告」）。児童人口は18歳未満の人口。

※ 面積は、令和7年1月1日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、一部概算数値含む。）。

児童相談所の案内図



2 児童相談所の歩み

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和23年	浦和児童相談所・附設児童一時保護所開設 (与野市二度栗山) 熊谷児童相談所開設 (熊谷市石原、熊谷市母子寮内) 浦和児童相談所を中央児童相談所に指定	児童福祉法施行・里親制度発足 母子手帳交付開始 民生委員法施行 里親事業開始(里親登録者3名・委託児童8名) 児童相談所活動要領制定
24年	浦和児童相談所新築・移転(浦和市仲町)	少年法施行
25年	熊谷児童相談所新築・移転(熊谷市熊谷)	
28年		全国児童福祉大会開催
29年		全国里親会連合会・埼玉県里親会発足 育成医療制度発足
30年		全国社会福祉協議会設立 里親会会報「いとしご」創刊
33年	附設児童一時保護所移転(浦和市三室久美学園内)	
34年	附設児童一時保護所新築・移転(浦和市西堀)	国民年金法施行
35年		精神薄弱者福祉法施行 身体障害者雇用促進法施行
36年		3歳児健康診査制度開始
37年	浦和児童相談所を中央児童相談所と名称変更	家庭奉仕員制度発足 児童扶養手当法施行 義務教育教科書無償法施行 社団法人埼玉県里親会の設立許可を受ける
38年		3歳児精密健康診査開始 老人福祉法施行 里親委託児童数が最高の400人に
39年		母子福祉法施行 家庭児童相談室設置運営要綱施行
40年	川越児童相談所新築・開設(川越地方庁舎内) 熊谷児童相談所新築・移転(熊谷市箱田)	身体障害者(児)実態調査実施
41年		特別児童扶養手当法施行 母子保健法施行
42年		所得税法一部改正(委託児童を扶養家族に認定) 第3回全国身体障害者スポーツ大会開催(上尾市)
43年	中央児童相談所仮設事務所に移転(与野市本町)	重症心身障害児特殊寝台貸与開始 第14回全国里親大会開催
44年	中央児童相談所新築・移転(浦和市元町)	自閉症児療育事業実施要綱施行 心身障害者扶養共済制度発足
45年		心身障害者対策基本法施行
46年		児童手当法公布
47年		登録里親数が最高の958人に 心身障害児通園事業実施要綱施行
48年	越谷児童相談所新築・開設(越谷市恩間)	厚生省が里親促進事業を開始 70歳以上の老人医療無料化
49年		短期里親制度開始 高校卒業まで委託措置の継続が可能に 特別里親制度を県単独で実施
50年	中央児童相談所に中央機能(援助・連絡)加える	最重度心身障害児に福祉手当支給 学校、施設等職員に育児休業制度
51年		在宅重症心身障害児緊急保護事業開始
52年		母子福祉法の一部改正で保父誕生 児童相談所執務提要制定
53年	川越児童相談所新築・移転(川越市宮元町)	保育所における障害児受入について通知

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和54年	中央児童相談所新築・開設、附設児童一時保護所開設（上尾市上尾村） 従来の中央児童相談所を浦和児童相談所に改める	養護学校教育の義務化 国際児童年記念国際児童フェスティバル開催
55年		全国の児童相談所161か所、職員4,300名に
56年		障害に関する用語整理の法律公布
57年		家庭奉仕員派遣事業の対象を拡大 障害者の日（12月9日）制定
58年		老人保健法施行
60年		児童手当法改正（第2子まで拡大）
61年		第32回全国里親大会開催 特別障害者手当等の支給開始
62年	所沢児童相談所新築・開設（所沢市並木）	社会福祉士法・介護福祉士法公布 民法改正により特別養子制度が新設
63年		特別養子制度実施
平成元年	所沢児童相談所附設児童一時保護所開設 浦和児童相談所附設児童一時保護所廃止	家庭支援相談事業を実施 子ども家庭110番電話相談事業の実施
2年		児童相談所運営指針を策定 児童福祉法一部改正（居宅介護等の措置）
6年		主任児童委員制度発足 児童の権利に関する条約に批准 エンゼルプラン策定
7年		緊急保育対策等5か年事業開始 障害者プラン策定
8年		障害児自立促進事業開始
9年		介護保険法施行 「人権教育のための国連10年」国内行動計画
10年		改正児童福祉法施行 第44回関東ブロック里親研究協議会開催（大宮市）
11年	虐待通告受理後、48時間以内の安否確認を実施	
12年		児童虐待の防止等に関する法律制定 里親に対する指導援助強化事業開始 未委託里親研修を実施
14年		第48回全国里親大会開催（浦和市） 専門里親制度創設
15年	さいたま市児童相談所・附設児童一時保護所開設（さいたま市中央区） 浦和児童相談所を南児童相談所と名称変更	支援費制度発足 身体・知的障害児への在宅福祉サービスが県から市町村に移譲
16年		改正児童虐待防止法施行 埼玉県里親会創立50周年記念大会開催 第4回全国障害者スポーツ大会開催
17年	越谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	改正児童福祉法施行
18年	埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル事業開始	障害者自立支援法施行
19年	中央児童相談所に常勤精神科医師配置	改正少年法施行
20年		改正児童虐待防止法施行
21年		改正児童福祉法施行 里親制度の改正
22年	越谷児童相談所草加支所開設（草加市西町）	
23年	南児童相談所移転（川口市芝下） 南児童相談所に附設児童一時保護所開設	
24年		民法等の一部を改正する法律施行 第58回関東ブロック里親研究協議会埼玉大会開催
25年	各所に安全確認担当を配置	障害者総合支援法施行

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
平成27年	越谷児童相談所（本所）に常勤精神科医師配置 中央児童相談所に警察職員1名配置（こども安全課兼務）	児童相談所全国共通ダイヤル3桁化（7月1日開始）
28年		改正児童福祉法一部施行（弁護士等の配置等）
29年	各所（支所除く）に弁護士（非常勤）を配置	改正児童福祉法施行（児童福祉司の研修義務化、市町村への事案送致、養子縁組里親の法定化、18歳以上の者への支援継続等）
30年	児童虐待情報について県警と全件共有を開始	改正児童福祉法施行（児童等の保護について司法関与を強化） 埼玉県虐待禁止条例施行 埼玉県虐待通報ダイヤル#7171開設
31年 令和元年	草加児童相談所開設（支所から本所へ） （草加市西町）	改正児童福祉法施行（児童福祉司配置基準の見直し等） 児童相談所全国共通ダイヤルが、児童相談所虐待対応ダイヤル189（通話料無料）と児童相談所相談専用ダイヤル（通話料有料）に分割
2年		改正児童福祉法施行（親権者からの体罰禁止等） 民法改正により特別養子縁組要件緩和 親と子どもの悩みごと相談@埼玉、開設
3年		要保護児童等に関する情報共有システム運用開始 児童相談所相談専用ダイヤル通話料無料化
4年		R4. 4. 1改正民法施行（成年年齢20歳から18歳に引下げ） R4. 12. 15「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」決定 R4. 12. 16民法等の一部を改正する法律施行（懲戒権に関する規定等の見直し）
5年	R5. 3. 13熊谷児童相談所新築・移転（熊谷市箱田） R5. 4. 1熊谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	R5. 4. 1こども家庭庁発足 R5. 4. 1こども基本法施行
6年		R6. 4. 1改正児童福祉法施行（こども家庭センターの設置、里親支援センターの位置づけ、児童自立生活援助の利用弾力化、こどもの権利擁護に係る環境整備、一時保護施設の設備・運営基準の策定）
7年	R7. 4. 1朝霞児童相談所開設（朝霞市青葉台）	R7. 6. 1改正児童福祉法施行（一時保護開始時の司法審査を導入） R7. 10. 1改正児童福祉法施行（保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設） R7. 10. 20改正児童虐待防止法施行（一時保護中児童の面会通信等制限）

3 組織（令和7年4月1日）（実数）

		児 童 相 談 所									
		中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加		
所		長	1	1	1	1	1	1	1		
副 所		長			1				1		
医		幹	1								
担 当	総務、心理相談、心理支援、保護	副 所 長	1	1	1		1	1	1		
	総 務	担 当 部 長 ・ 担 当 課 長	1	1	1	1	1	1	1		
		主 任 ・ 主 事 等	3	2	2	2	2	2	3	2	
	心理相談、心理支援	担当部長（児童心理司）	1	1	1	1	1	1			
	心 理 相 談	担当課長（児童心理司）			1	1	1	1	1		
		児 童 心 理 司	9	11	7	7	7	9	10	7	
	心 理 支 援	担当課長（児童心理司）	1							1	
		児 童 心 理 司	6	6	7	7	7	4	5	4	
	保 護	担当部長（児童指導員）	1	1	1		1	1	1		
		担当課長（児童指導員、保育士）	2	1	2		2	2	1		
		児 童 指 導 員	9	14	12		11	15	12		
		保 育 士	8	7	10		6	10	6		
		看 護 師	1	1	1		1	1	1		
		心理療法担当職員	1	1	1		1	1	1		
		栄 養 士（兼 務）	(1)	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)		
	里親推進、虐待・相談指導、安全確認・市町村支援、家族・自立支援	副 所 長	1	1	1		1	1	1		
		担当部長（児童福祉司）								1	
	里 親 推 進	主 任 ・ 主 事				1	2				
		児 童 福 祉 司	1	2	1			1	1	1	
	虐待・相談指導、安全確認・市町村支援、家族・自立支援	担当部長（児童福祉司）	1	1	2	1	1	2	3		
	虐 待 ・ 相 談 指 導	担当課長（児童福祉司）	1	1	1	1		1		1	
		児 童 福 祉 司	12	17	11	10	11	12	17	10	
		主 任 ・ 主 事					1				
		社会福祉主事等（兼務）						(3)			
		保 健 師（兼 務）	(3)	(1)	(1)	(2)	(2)	(4)	(2)	(1)	
		安 全 確 認 ・ 市 町 村 支 援	担 当 課 長	1	1	1	1		1	1	1
			担当課長（児童福祉司）	1	1			2	1		
	児 童 福 祉 司		7	12	11	10	11	7	8	8	
	主 任 ・ 主 事		1						1		
	家 族 ・ 自 立 支 援	担当課長（児童福祉司）	1	1		1	1			1	
		児 童 福 祉 司	9	8	8	8	8	13	6	5	
		主 任 ・ 主 事			1		1				
	企 画 調 整	副 所 長	1								
		担 当 部 長（兼 務）	(1)								
		主 任	2								
	計（兼務を除く）			85	93	85	54	82	89	83	46

会 計 年 度 任 用 職 員	主 任 心 理 相 談 員	1							
	心 理 相 談 員		1			1	1	1	1
	児 童 心 理 支 援 員		1		1	1	1	1	1
	心 理 職 員	1	1					1	
	学 習 指 導 員	2	2			2	3	2	
	学 習 補 助 員	4	2			1	3	3	
	市 町 村 支 援 員	3							
	児 童 相 談 専 門 員	2	2		2	2	2	2	2
	虐 待 対 応 専 門 員	1						1	
	虐 待 対 応 相 談 員	2	2		2	2	2	1	3
	里 親 等 委 託 調 整 員	2	2	2	2	2	3	2	
	里 親 委 託 強 化 推 進 員	1	1		1	1			1
	嘱 託	医 師	4	7	4	3	4	3	9
		弁 護 士	1	1	1	1	1	1	1

4 担当の主な業務

心 理 相 談 担 当

- ☐相談の受付
- ☐診断会議に関する業務
- ☐継続指導
- ☐心理診断・判定
- ☐心理治療・指導
- ☐療育手帳交付に係る業務
- ☐特別児童扶養手当認定診断書などの発行に係る業務
- ☐医学診断に関する業務
- ☐保護者への精神医学的・心理学的支援

心 理 支 援 担 当

- ☐措置児童の家族支援プログラムに関する業務
- ☐心理診断・判定
- ☐心理治療・指導
- ☐児童相談所カウンセリング強化事業
- ☐措置後の保護者への精神医学的・心理学的支援
- ☐家族援助技術の実施・調整に係る業務

虐待・相談指導担当、安全確認・市町村支援担当、里親推進担当

- ☐相談の受付（所外での受付、通告・送致文書の受理、来談者の初回面接）
- ☐児童保護者に対する訪問指導
- ☐処遇会議に関する事務及び児童福祉法第26条、第27条に規定する措置の手続き
- ☐措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
- ☐保護者負担金認定事務
- ☐措置後の児童及び保護者に対する指導
- ☐管轄地域における児童問題の把握及び防止、再発防止活動
- ☐児童福祉法第30条の届出に関する業務
- ☐児童の安全確認に関する業務
- ☐関係機関との連携
- ☐受理会議に関する事務
- ☐継続指導
- ☐統計事務に関する業務
- ☐ケースファイルの整理保管

家 族 ・ 自 立 支 援 担 当

- ☐措置児童の家族支援プログラムに関する業務
- ☐継続指導
- ☐措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
- ☐保護者負担金認定事務
- ☐措置後の児童及び保護者に対する指導
- ☐障害者総合支援法関連業務
- ☐家族援助技術の実施・調整に係る業務

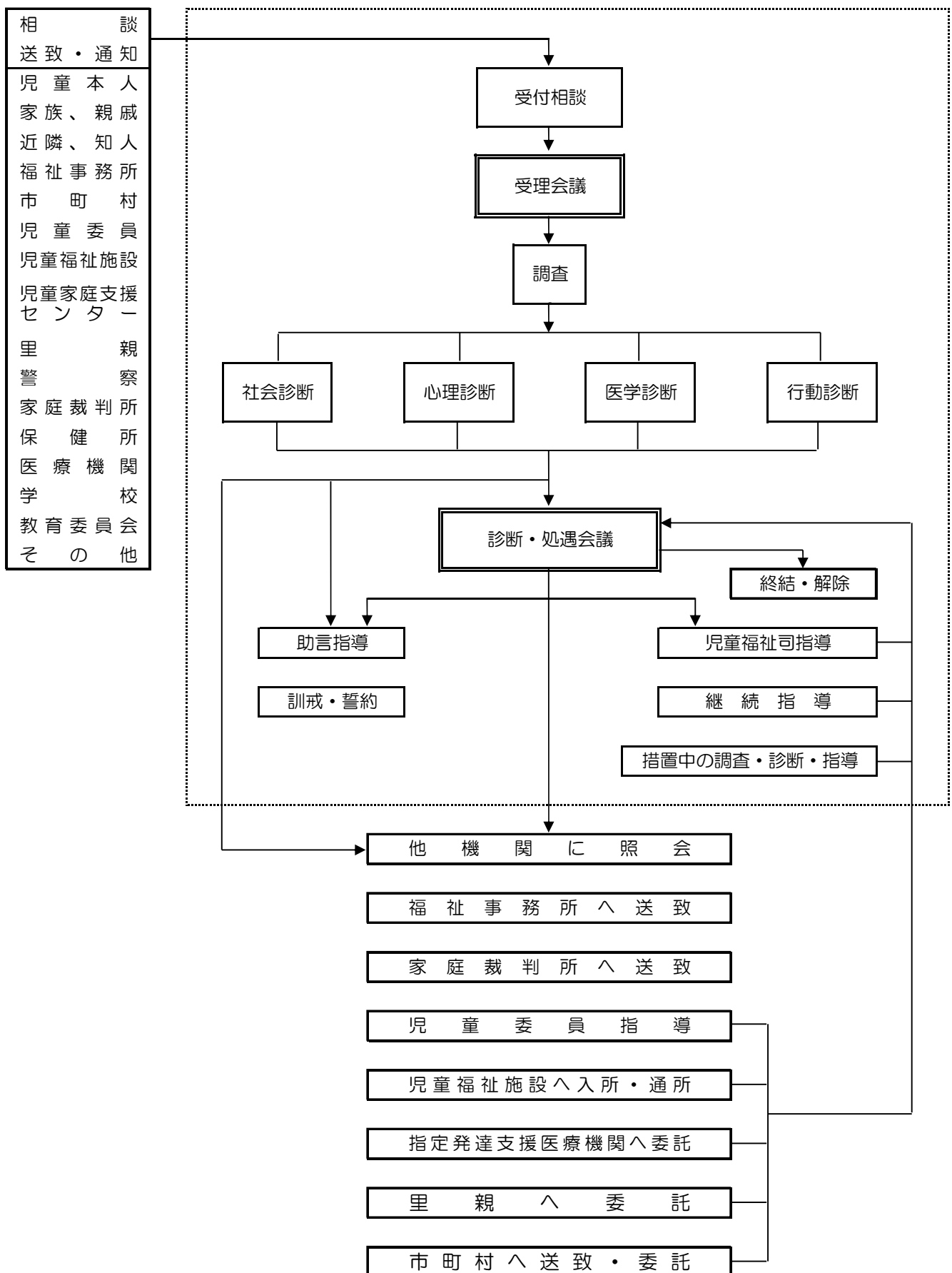
里親推進担当、市町村支援担当は、主に次の業務を担当する

- ☐里親の調査及び指導（特別養子縁組の調査を含む）
- ☐市町村職員研修に関する業務
- ☐実習生の受入れに関する業務
- ☐地域の関係機関との連携強化に関する業務
- ☐要保護児童対策地域協議会に関する業務
- ☐市町村への支援に関する業務

保護担当〔中央・南・朝霞・所沢・熊谷・越谷児童相談所〕

- ☐一時保護の実施
- ☐一時保護児童の行動観察及び生活指導・学習指導
- ☐一時保護児童への心理支援・心理教育

5 相談の流れ



【「相談の流れ」の中の用語の説明】

【受理会議とは】

児童相談所で受け付けた相談について、当面の援助方針及び調査期間を決定するとともに、主たる担当者を決める。

【診断会議とは】

相談中の事例について、援助方針を再検討するとともに、継続指導の開始及び終了を決定する。

【処遇会議とは】

相談中の事例について、児童福祉法に基づいて、施設入所など具体的な援助方法（措置）を決定する。

【助言指導とは】

児童又は保護者に対して助言を与えることで、当面の問題解決が図れると判断される場合に行う。

一時保護をして、在宅生活へ向けて行動観察をした相談や、地域関係機関と今後の生活を見守るネットワークを作り上げて終了した相談も含まれる。

（法第12条第3項）

【継続指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、児童や保護者が原則として児童相談所に通所し、継続的な心理的援助などが必要とされた場合に行う。なお、継続指導に当たっては、援助方法などについて、相談者が理解し、児童相談所との合意が成立している必要がある。

（法第12条第3項）

【児童福祉司指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、原則として児童福祉司が訪問を主体に援助する必要がある場合に行う。地域関係機関との連携も重要となる。

（法第27条第1項第2号）

【児童福祉施設とは】

法に規定されている施設で、入所施設、通所施設に分けられる。

入所施設には、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等がある。

通所施設には、児童心理治療施設がある。

（法第7条）

【里親とは】

保護者のもとで育てられない児童を、自己の家庭に引き取り、養育することを希望し、知事が認めた者をいう。

（法第6条の4）

6 相談の内容

養 護 相 談

- ・ 父又は母など保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役などによる、養育困難な児童に関する相談
- ・ 棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童など、環境的問題を有する児童に関する相談
- ・ 養子縁組に関する相談

保 健 相 談

- ・ 児童の疾患への初期対応の仕方、乳児や幼児期初期の発達、思春期の性に関する相談

障 害 相 談

- 肢体不自由相談
 - 視聴覚障害相談
 - 言語発達障害等相談
 - 重症心身障害相談
 - 知的障害相談
 - 発達障害相談
- ・ 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
 - ・ 視覚又は聴覚の機能障害のある児童に関する相談
 - ・ 構音障害、吃音、失語など音声や言語の機能障害のある児童に関する相談
 - ・ 言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童に関する相談
 - ・ 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に関する相談
 - ・ 知的発達に遅れのある児童に関する相談
 - ・ 自閉症若しくは自閉症同様の症状を示す児童に関する相談

非 行 相 談

- ぐ犯行為等相談
 - 触法行為等相談
- ・ 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などぐ犯行為、問題行動のある児童に関する相談
 - ・ 警察署からぐ犯少年として通告のあった児童に関する相談
 - ・ 触法行為があったと思われるでも警察署から通告のない児童に関する相談
 - ・ 窃盗、恐喝など触法行為があったとして、警察署から通告のあった児童に関する相談
 - ・ 14歳以上の犯罪少年に関して、家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

育 成 相 談

- 性格行動相談
 - 不登校相談
 - 適性相談
 - 育児・しつけ相談
- ・ 児童の人格の発達上問題となる、反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力など、性格行動上の問題を有する児童に関する相談
 - ・ 学校や幼稚園、保育所に登校（登園）できない、していない状態にある児童に関する相談
 - ・ 進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談
 - ・ 家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊びなどに関する相談

そ の 他 の 相 談

- ・ 以上のいずれにも該当しない相談